

市第56号議案 横浜市一般職職員の給与に関する条例等の一部改正

<改正理由及び概要>

本年10月12日、本市人事委員会から勧告を受けました。主な勧告内容は次のとおりです。

- ・本市職員給与と民間給与との較差 866円 (0.22%) を埋めるため、給料表水準の引き上げを行うこと。
- ・一般職の任期付職員の給料表について、国に準じて引き上げを行うこと。
- ・期末・勤勉手当について、民間の支給割合との均衡を図るため、0.1月分の引き上げを行うこと。

人事委員会勧告の趣旨を尊重し、常勤職員の給料表及び期末・勤勉手当の支給割合の改定等並びに常勤職員の改定に準じた会計年度任用職員の期末手当の支給割合の改定を行います。

1 改正内容

(1) 横浜市一般職職員の給与に関する条例の一部改正（第1条）

ア 全職種（行政、消防、教育、技能、医療）の給料表について、公民較差を踏まえ、若年層を中心に給料月額を引き上げます。

(ア) 行政職員給料表の改定内容

級	対象者の改定額
1	300円～6,000円
2	300円～2,900円
3	300円～1,600円
4	300円

(イ) 行政職員の初任給の改定内容

区分	現行	改定案	増加額
高校卒初任給	147,800円	153,800円	6,000円
短大卒初任給	158,700円	164,700円	6,000円
大学卒初任給	178,100円	183,100円	5,000円

イ 医療職員給料表において、定年前再任用短時間勤務職員の基本給料月額を新たに規定します。

地方公務員の定年引き上げに伴い、60歳を超える医療職員にも他職種と同様に定年前再任用短時間勤務制が導入されるため、医療職員給料表において、国に準じ設定します。

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
定年前再任用短時間勤務職員	296,200円	338,600円	393,000円	466,000円	565,900円

- (2) 横浜市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正（第2条）
 特定任期付職員（※）の給料表について、国に準じ、1号給を1,000円引き上げます。

	現行	改定案
特定任期付職員（1号給）	375,000円	376,000円

※ 特定任期付職員：民間の高度・専門的な知識、経験等を有する人材について、任期を限って任用する職員

- (3) 横浜市職員に対する期末手当及び勤勉手当に関する条例の一部改正（第4条）

期末・勤勉手当の年間の支給割合について、公民較差を踏まえ、勤勉手当を0.1月（再任用職員は0.05月）引き上げます。本年度6月期分は支給済であるため、12月期分で調整を行います。令和5年度からは、6月期及び12月期を均等となるように配分します。

<令和4年度以降の内訳>

			期末手当	勤勉手当	合計	
4年度	再任用 以外	一般職員	6月期	1.225	0.925	4.4 (現行4.3)
			12月期	1.225	1.025 (現行0.925)	
		管理職員	6月期	1.025	1.125	4.4 (現行4.3)
			12月期	1.025	1.225 (現行1.125)	
	再任用	一般職員	6月期	0.675	0.475	2.35 (現行2.3)
			12月期	0.675	0.525 (現行0.475)	
		管理職員	6月期	0.575	0.575	2.35 (現行2.3)
			12月期	0.575	0.625 (現行0.575)	
特別職		6月期	2.15		4.4 (現行4.3)	
		12月期	2.25 (現行2.15)			
5年度	再任用 以外	一般職員	6月期	1.225	0.975 (現行0.925)	4.4
			12月期	1.225	0.975 (現行0.925)	
		管理職員	6月期	1.025	1.175 (現行1.125)	4.4
			12月期	1.025	1.175 (現行1.125)	
	再任用	一般職員	6月期	0.675	0.5 (現行0.475)	2.35
			12月期	0.675	0.5 (現行0.475)	
		管理職員	6月期	0.575	0.6 (現行0.575)	2.35
			12月期	0.575	0.6 (現行0.575)	
特別職		6月期	2.20 (現行2.15)		4.4	
		12月期	2.20 (現行2.15)			

(4) 横浜市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正（第3条）

人事委員会勧告を踏まえた常勤職員の改定内容に則して、会計年度任用職員に支給する期末手当の支給割合を0.1月引き上げます。本年度6月期分は支給済であるため、12月期分で調整を行います。令和5年度からは、6月期及び12月期を均等となるように配分します。

なお、現在、同条例で規定されている会計年度任用職員の期末手当の支給割合については、「横浜市職員に対する期末手当及び勤勉手当に関する条例」の常勤職員に対する期末手当支給割合に準じることとしていますが、今回の改正で、具体的な支給割合を規定します。

<令和4年度以降の内訳>

	支給月	期末手当支給割合	合計
令和4年度	6月期	1.225	2.55 (現行 2.45)
	12月期	1.325 (現行 1.225)	
令和5年度	6月期	1.275 (現行 1.225)	2.55 (現行 2.45)
	12月期	1.275 (現行 1.225)	

2 施行期日及び適用（附則第1項及び第2項）

・公布の日

※ ただし、(1)ア及び(2)（給料表）は令和4年4月1日に遡り適用、(1)イ（医療職員給料表）は令和5年4月1日施行